

報告事項イ

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する
規程の一部改正について

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部改正について、別紙のとおり報告します。

令和8年4月14日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部改正について

令和8年4月14日/教育総務課

行政手続のオンライン化を推進する一方、窓口業務の開始前や終了後に必要な事務は時間外に実施しなければならない実態を受けて、令和7年11月から西部総合事務所（西部教育局含む）で受付窓口時間の短縮を試行していましたが、このたび、知事協議、議会常任委員会報告を経て全庁展開を進めていくことになったことから、教育委員会においても、令和8年4月から窓口受付時間の短縮を実施することとし、「教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程」の一部を下記のとおり改正しました。

記

1 改正内容

対面で行う行政手続きや各種相談業務の窓口について、受付時間を45分間短縮する。

（窓口受付時間である執務時間の短縮を行うものであり、勤務時間を短縮するものではない）

（短縮前）午前8時30分から午後5時15分まで

（短縮後）午前9時から午後5時まで

（窓口受付時間外：午前8時30分～午前9時及び午後5時～午後5時15分まで）

2 施行日

令和8年4月1日

3 新旧対照表

改正後	改正前
<p>（執務時間） 第2条 教育委員会事務局の執務時間は、鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。</p>	<p>（執務時間） 第2条 教育委員会事務局の執務時間は、鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>とする。</p>

<参考>

- ・教育委員会事務局の本庁、地方機関及び教育機関のすべての窓口を対象とするが、業務の性質上、図書館、博物館、指定管理施設（生涯学習センター）及び県立学校は対象外。
- ・窓口受付時間は短縮するが、緊急性のあるものは窓口時間外であっても対応を行う。
- ・職員の勤務時間を変更するものではなく、対面による窓口対応を短縮するものであり、電話対応は従来どおり行う。